

自動車税種別割
自動車税環境性能割
還付金委任状

熊本県自動車税事務所長 様

鉛筆の指示書きはす
べて消してください

委任者（納税義務者）

下記自動車自動車税種別割、自動車税環境性能割還付金の受領に関する権限を、下の受任者に委任します
ますので、私への還付金は受任者の口座へ振り込んでください。

※必須 登録番号	標板 ☐ 熊 ☐ 熊本	数字	かな	数字	還付の原因 ※必須 ☐ 抹消（予定も含む） ☐ 二重払い（ 年度分）
-------------	---	----	----	----	---

令和 年 月 日記入 *日付、ヨミガナ、郵便番号、電話番号も必ず記入してください		実印押印欄
氏 名 (名称)	ヨミガナ	
住 所 (所在地)	〒	
電話番号	※印鑑証明の氏名、住所と一致すること	

受任者（還付金の受領者）

住 所 (所在地)	〒		
氏 名 (名称)			
この委任状に関する 連絡先の電話番号		担当者 部署・氏名	
金融機関 名称	本支 店名		
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	
口座名義を カタカナで記入	*代表者氏名等は不要		

※提出後最初に生じた還付金が自動的に委任状の対象となります。（二重払い等も含みます）

※同月中に複数の還付金が生じた場合は、すべて受任者の口座に振り込まれます。

※添付書類（コピー可）

- ・印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ・熊本ナンバーの記載のある「自動車検査証」「登録識別情報等通知書」「輸出抹消仮登録証明書」等
- ・委任者の姓・住所が車検証と違う場合は、つながりがわかる「戸籍の附表」「住民票」等
- ・相続人が申請する場合は「遺産分割協議成立申立書」「戸籍(除籍)謄本」等

※不要書類等：領収書、納税証明書、譲渡証明書、捨て印

※納税義務者に未納の県税があるときは、地方税法第17条の2（還付金の充当）の規定により当該未納
の県税に充当され、受任者の口座に振り込まれない場合があります。

提出期限：還付事由が生じた翌月7日（7日が休日等の場合は直後の開庁日）

提 出 先：熊本県自動車税事務所 〒862-0901 熊本県熊本市東区東町4-14-37 TEL096-368-4020